

(4) 特定疾患患者通院交通費給付事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患で町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の1/2を支給する（10円未満切り捨て） ・ 特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の1/2を支給する 	
【補助対象者】 次の①～④の全ての要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ② 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患登録者証」の交付を受けている方 ③ 生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方 ④ 前年の所得が、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の規定による額を超えていない方 	
【補助金額】 鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の1/2（10円未満切り捨て）	
【実施期間】 平成4年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証 ・ 給付金の振込先がわかる預金通帳等 ○ 交付申請（認定申請後、年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証 ・ 通院証明書 	
【交付までの流れ】 ① 認定請求⇒ ② 認定審査⇒ ③ 交付申請⇒ ④ 交付決定⇒ ⑤ 指定口座へ振込（年2回） ※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年2回）	
【備考】	